

4

動物取扱業の規制

動物取扱業者には「命あるものである動物を取り扱うプロ」としての、より適正で適切な取扱いが求められます。ペットショップやペットホテルなど営利性がある業は**第一種動物取扱業**、動物保護施設など営利性のない業で、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物を取り扱う場合は**第二種動物取扱業**となります。

1 第一種動物取扱業

(1) 規制を受ける業種

第一種動物取扱業を営む者は、業を始めるに当たって事業所・業種ごとに都道府県知事等の登録を受けなければなりません。規制の対象となるのは、実験動物・産業動物を除く、哺乳類、鳥類、爬虫類の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん業、譲受飼養業です。インターネットなどを利用した代理販売やペットシッター、出張訓練などのように、飼養施設がない場合も規制の対象になります。

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 ○露天等における販売のための動物の飼養業者 ○飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	○ペットホテル業者 ○美容業者（動物を預かる場合） ○ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	○動物園 ○水族館 ○移動動物園 ○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）
競りあっせん業	動物売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法により行う業	○動物オークション市場の運営業者
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業	○高齢の犬や猫などを世話する「老犬・老猫ホーム」の事業者